



令和 3 年 3 月 9 日

下松市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

下松市農業委員会
会長 清水



農業委員会等に関する法律(昭和 28 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

下松市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なるため地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

そのことから法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定め活動してきた。

前回の指針策定から 3 年が経過したことから、目標の見直しを行い新たな指針を以下のとおり定める。

記

1、 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 2.3 ha (年間)

	管内農地面積 (含む遊休農地) (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 3 年 3 月)	391.2 ha	26.2 ha	6.7 %
3 年後の目標 (令和 6 年 3 月)	364.5 ha	19.3 ha	5.3 %
目 標 (令和 8 年 3 月)	346.7 ha	14.7 ha	4.2 %

【目標設定の考え方】

・管内の耕地面積 391.2 ha（「耕地及び作付面積統計」R元.7）に対して遊休農地は 26.2 ha（R2年農地利用状況調査）と全体の 6.7%を占めている。解消する一方で逆に発生する部分もあり解消が進まないのが現状であるが、10年後の遊休農地率 1%以下にしていくことを視野に年間 2.3 haの解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み

・農地パトロールや農地利用意向調査を通じて遊休農地の状況や所有者の意向を確認し、自力解消及び農地中間管理機構を活用した貸付け等の働きかけを徹底するとともに地元農家と地域情報に詳しい農協等と連携し現場に入って調整する中でさらに一層の遊休農地の解消を図る。

2、担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

(1) 担い手への農地利用の集積目標 2.3 ha（年間）

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	365 ha	23.4 ha	6.4 %
3年後の目標 (令和6年3月)	345.2 ha	30.3 ha	8.7 %
目 標 (令和8年3月)	332 ha	34.9 ha	10.5 %

【目標設定の考え方】

農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組み、令和8年3月の集積率が10%を上回ることを目指す。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しの積極的な働きかけを行い、農業委員・農地利用最適化推進委員も参加し、出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングの実施。

② 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

③ 農業委員や農地利用最適化推進委員の日常活動等により、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業の活動普及に努める。

3、新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 2 経営体（年間）

	新規参入者数 新規参入者取得面積
現 状 (令和3年3月)	0 件 0.0 ha
3年後の目標 (令和6年3月)	6 件 1.8 ha
目 標 (令和8年3月)	10 件 3.0 ha

【目標設定の考え方】

下松市農業経営基盤の強化促進に関する基本構想との整合により、年間2経営体の新規参入を目標値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ① 市やJA等の関係機関と連携し、情報の共有を図り、賃借可能農地の把握に努め、新規参入者の希望に応えられる体制を整える。
- ② 担い手が十分いない地域では、地域の担い手になり得る存在である青年や女性の新規就農者、企業参入者などの掘り起しを進め就農候補地の斡旋や農地所有者との懸け橋を行うなど新規参入の促進を図る。

4、その他

この指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとし、各年度の初めに検証を行うことを原則とする。なお、目標値については、現状からの累計値で表示している。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく本会の「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。